

## 農地転用関係事務指針の一部改正に伴う押印廃止と本人確認について

令和4年10月に農地転用関係事務指針の一部改正を行いました。

それに伴い、申請書等への押印は不要になりますが、身分証明書による本人確認を行います。

### ・押印が不要になった様式

様式番号	様式の名称
第1号の1	農地法第4・5条の規定による許可申請書
第1号の2	農地法第4・5条の規定による許可申請書（農地造成） ※2 ページ目の土地所有者の誓約事項は、記名押印又は自署が必要です。
第11号	一時転用許可期間終了後の農地復元報告書
第12号	農地転用許可後の工事進捗報告について
第14号	農地法第 条許可・届出に伴う工事完了報告書
第17号	廃土処理（公共事業施行）事業届出書
第19号	農地の埋立て等工事完了届出書
第20号	埋立て等事業計画書
第21号の1	作付け計画書
第22号	土砂等発生元証明書
第23号	土砂等処理経路証明書
第28号	公共事業の施行に伴う廃土処理に係る農地転用の申出書
第30号	競（公）売買受適格証明願
第33号	農地法施行規則第29条第1号に関する農地転用の届出書
第35号	農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書
第36号	農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書
第39号	農地法第 条の規定による許可後の計画変更承認申請書
第40号	農地法第 条の規定による許可後の計画変更承認申請書（承継を伴う場合）

第44号	転用事実確認証明願
第45号	公共事業の施行に伴う廃土処理に係る転用事実確認証明願
第49号	農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願
第58号	違反転用是正計画書
第59号	違反転用是正完了届出書
第60号	違反転用是正履行状況報告書
第61号	農地法第4・5条の規定による許可処分の証明願
第62号	農地法第4・5条の規定による許可処分の取消願
第64号	農地法第4・5条の規定による許可申請の取下願

上記様式以外で確認書等、申請者の誓約事項に係る書類については、記名押印又は自署が必要です。

なお、押印がある場合でも受付は可能です。

#### ・委任状について

委任状に押印は不要です。記名又は自署をしてください。

委任状は必ず委任する本人が作成してください。

#### ・本人確認について

申請書提出時に農業委員会窓口で、申請書提出者の身分証明書による本人確認を行います。原則として、官公署発行の写真付き身分証明書（運転免許証やマイナンバーカード等）を確認します。お持ちでない場合は、農業委員会にご相談ください。

##### 【申請者本人（個人又は法人代表者）が提出する場合の身分証明書例】

運転免許証、個人番号カード（マイナンバーカード）、住民基本台帳カード（写真付き）、旅券（パスポート）、船員手帳、小型船舶操縦免許証、猟銃・空気銃所持許可証、戦傷病者手帳、宅地建物取引士証、電気工事士免状、無線従事者免許証等

※いずれも有効期限内のものに限ります。

代理人が提出する場合等については、次ページ以降のパターンを参照してください。

## ・考えられるパターン

### 【申請者本人（個人若しくは法人代表者）が提出する場合】



提出に来た方の身分証明書を確認し、申請書に記載の申請者と同じかどうかを確認します。

5条連名申請や、共有等で申請者が複数人いる場合でも、提出に来た申請者1人分を確認します。その場合、窓口に来ていない他の申請者からの委任状は不要です。

法人が申請者で、申請書に記載の代表者本人が提出に来た場合は、代表者の身分証明書又はその法人が発行した写真付きの証明書等を確認します。

### 【代理人が提出する場合】

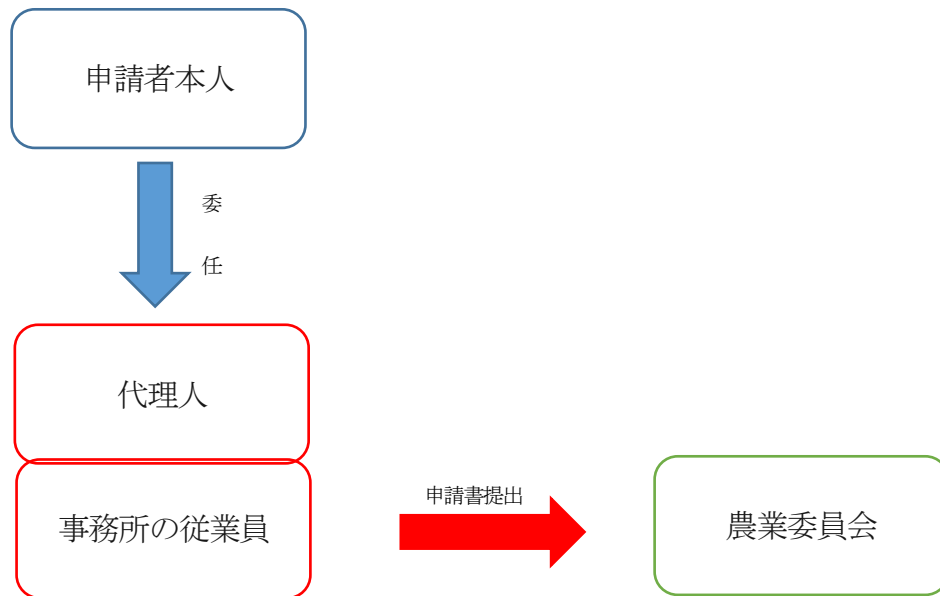


提出に来た代理人の身分証明書を確認し、委任状に記載の代理人と同じかどうかを確認します。

行政書士や司法書士の場合は、行政書士証票や司法書士会が発行する証明書でも可能です。

なお、申請者本人又は委任状がある代理人以外の申請書の提出はできません（次に記載の代理人の従業員、法人の従業員を除く。）。

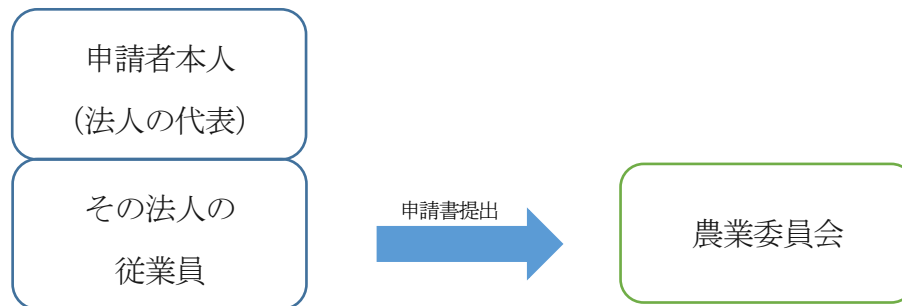
## 【代理人（事務所等）の従業員が提出する場合】



提出に来た従業員が委任状に記載の事務所等に所属しているかどうかを、社員証や行政書士補助者証等写真付きのもので確認します。その従業員の運転免許証等の身分証明書でその人本人を確認するのではなく、その人が委任状に記載の事務所に所属しているかどうかを確認します。

社員証等が発行されていない場合は、事務所に電話をして、農地転用関係書類の提出があるかどうかの確認を行います。電話に誰も出ない等、その場で確認ができない場合は受付できない可能性がありますので、ご注意ください。

**【法人が申請者となっており、その法人の従業員が提出する場合】**



提出に来た従業員が、申請書に記載の法人に所属しているかどうかを、社員証等写真付きのもので確認します。その従業員の運転免許証等の身分証明書でその人本人を確認するのではなく、その人が申請法人に所属しているかどうかを確認します。

社員証等が発行されていない場合は、申請法人に電話をして、農地転用関係書類の提出があるかどうかの確認を行います。電話に誰も出ない等、その場で確認ができない場合は受付できない可能性がありますので、ご注意ください。